

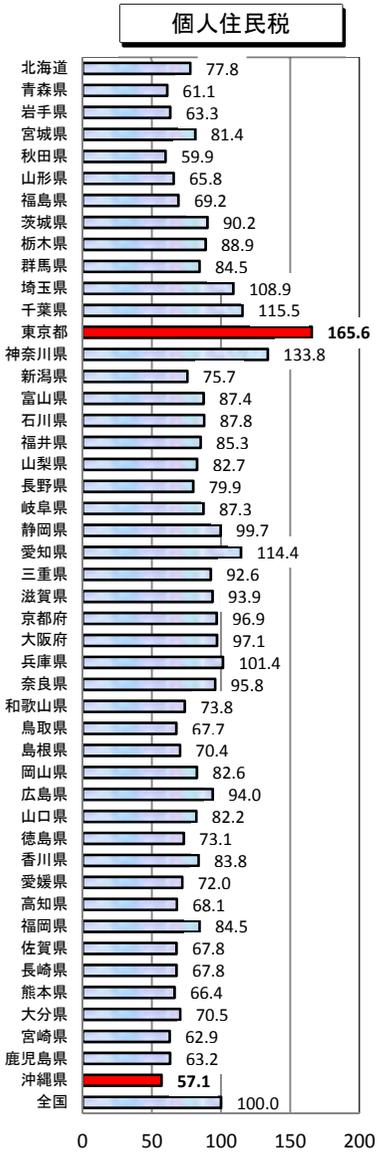
# 税源の偏在と財政力格差 関係資料

# 地方税各税目の人口一人当たり税収額(平成22年度決算額)

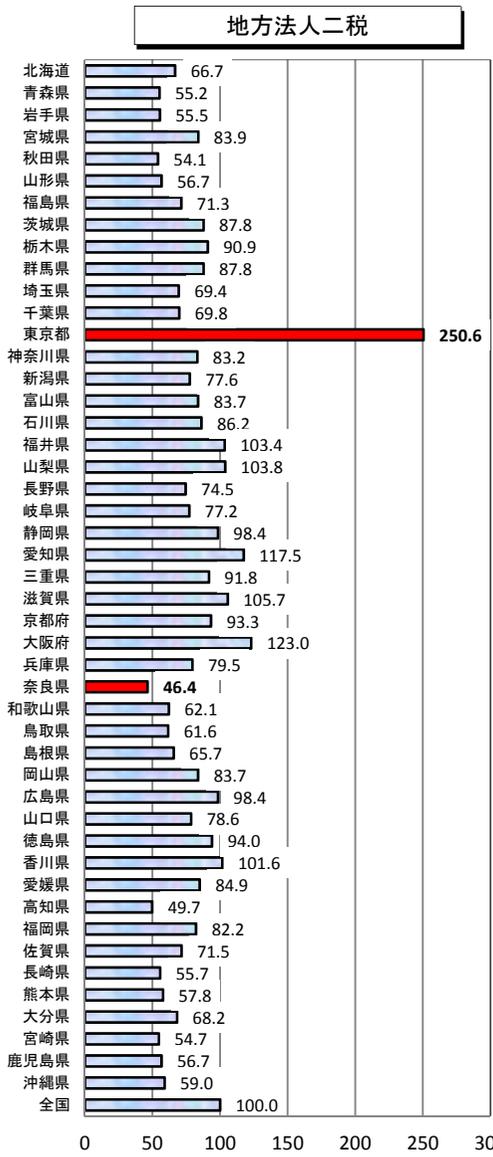
第2回検討会  
事務局提出資料



最大/最小: 2. 6倍  
35. 2兆円



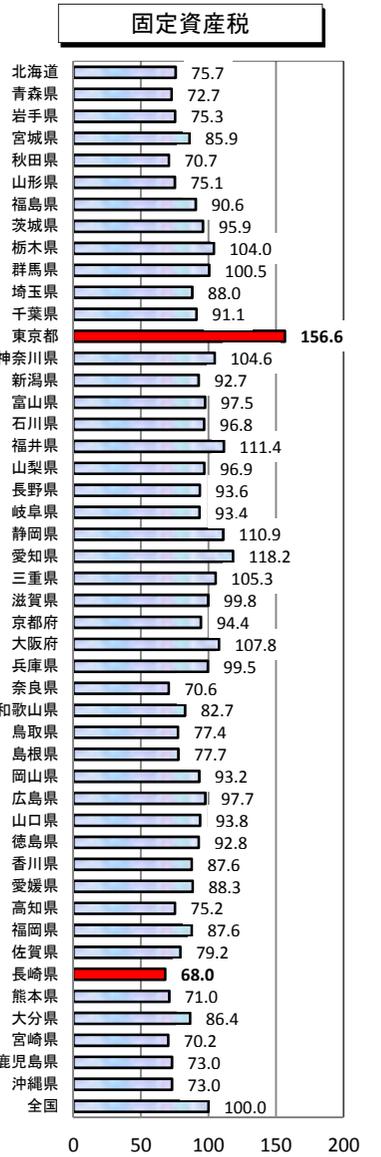
最大/最小: 2. 9倍  
11. 3兆円



最大/最小: 5. 4倍  
4. 6兆円



最大/最小: 2. 0倍  
2. 6兆円



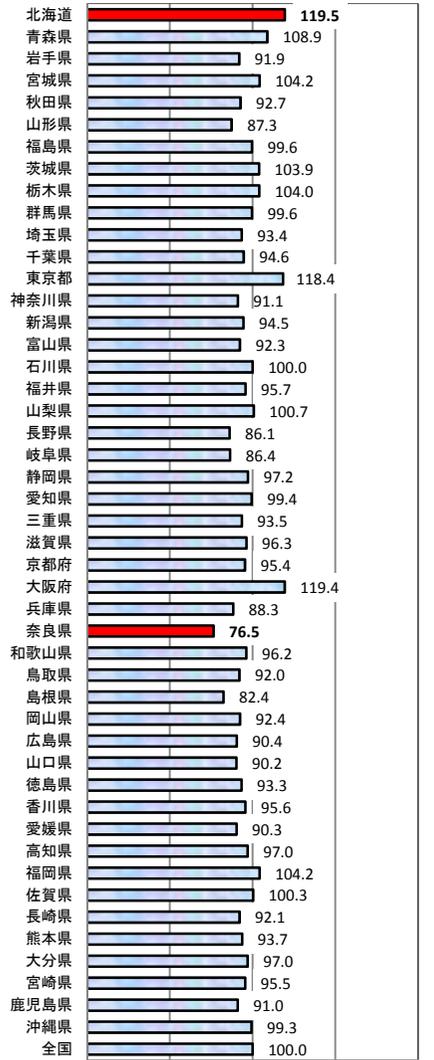
最大/最小: 2. 3倍  
8. 9兆円

※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである  
 ※ 地方税計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである  
 ※ 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く  
 ※ 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く  
 ※ 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く  
 ※ 「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である  
 ※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による

# 地方税各税目の人口一人当たり税收額(平成22年度)

第2回検討会  
事務局提出資料

### 地方たばこ税



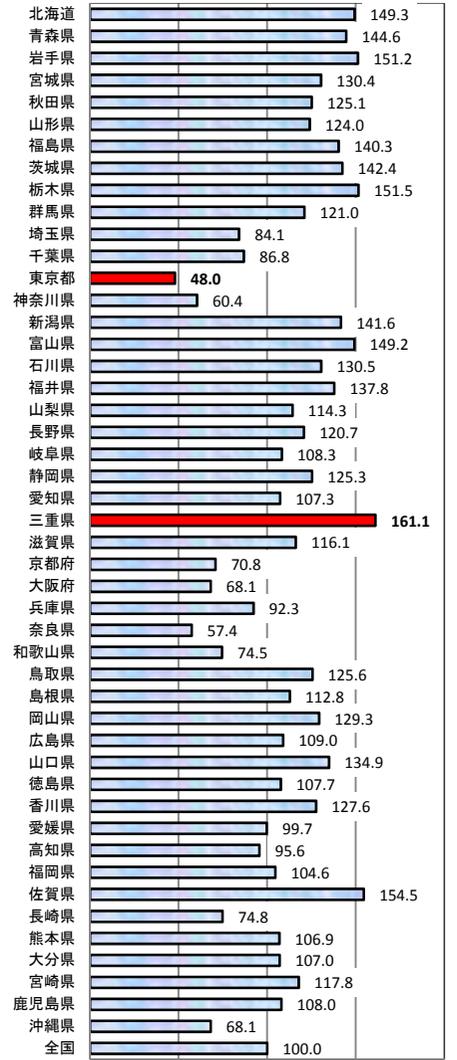
最大/最小: 1.6倍  
1.0兆円

### 自動車税



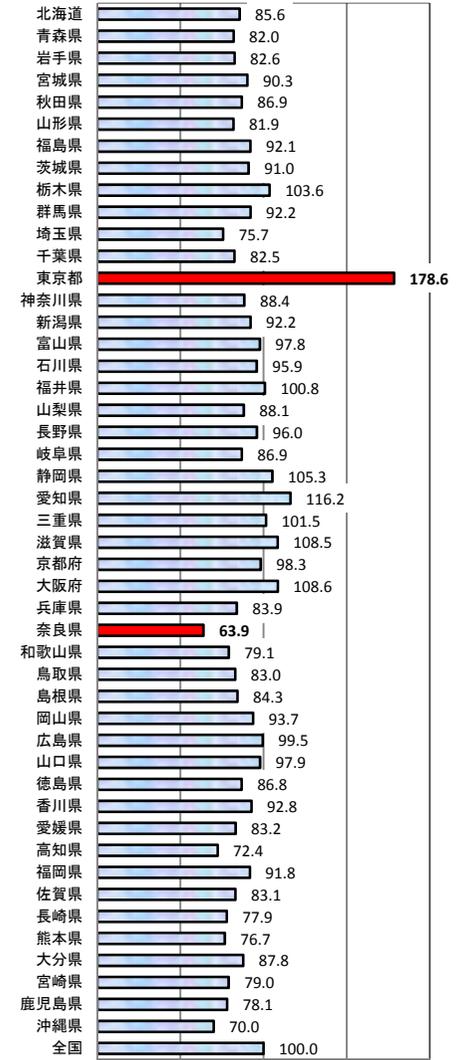
最大/最小: 2.1倍  
1.6兆円

### 軽油引取税



最大/最小: 3.4倍  
0.9兆円

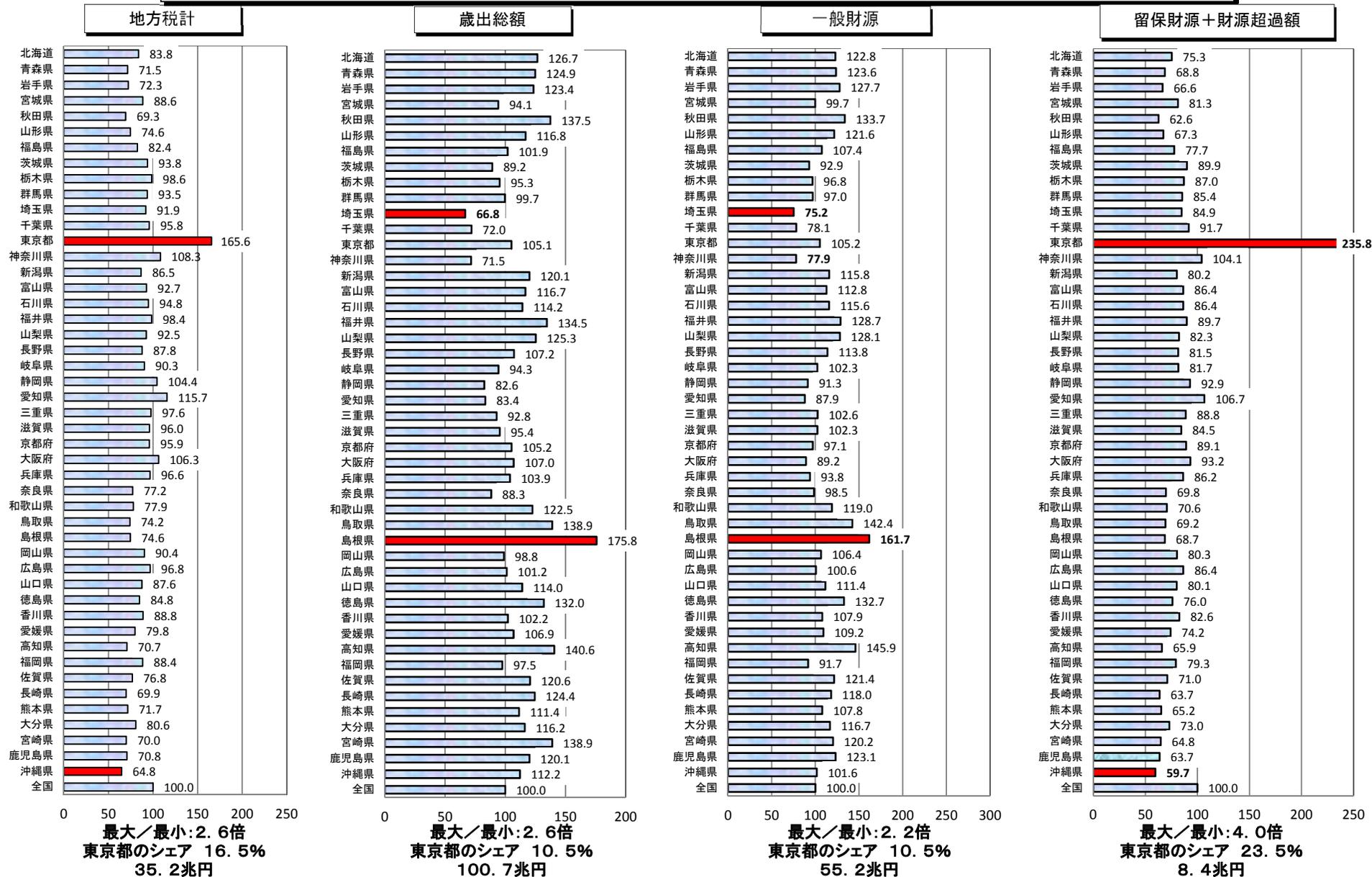
### (参考) 県内総生産(平成21年度)



最大/最小: 2.8倍  
483.2兆円

※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである  
 ※ 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である  
 ※ 自動車税の税収額は、超過課税分を除いた額である  
 ※ 軽油引取税の税収額は、平成21年度改正前の目的税分を含む額である  
 ※ 「最大/最小」は、各都道府県別の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である  
 ※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による  
 ※ (参考)は平成21年度の人口一人当たりの県内総生産額である

# 人口一人当たりの税収等（県・市町村分合計）（平成22年度）



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である

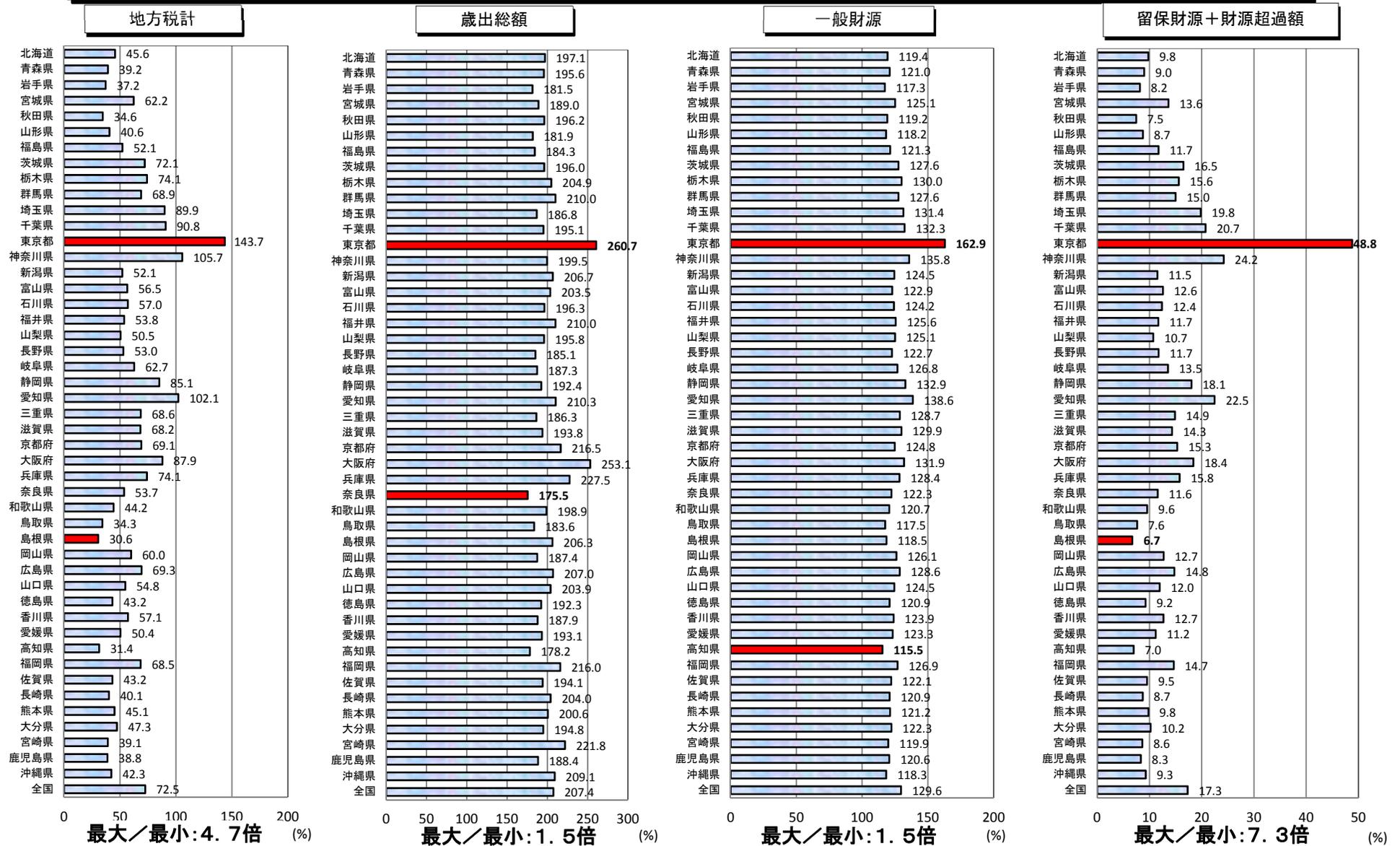
※「一般財源」は、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能の合計額

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である

※人口は平成22年度末時点の住民基本台帳人口による

# 税收等(県・市町村分合計)の基準財政需要額に対する比率 (平成22年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である

※基準財政需要額は、平成22年度再算定後の数値であり臨時財政対策債発行可能額を含む

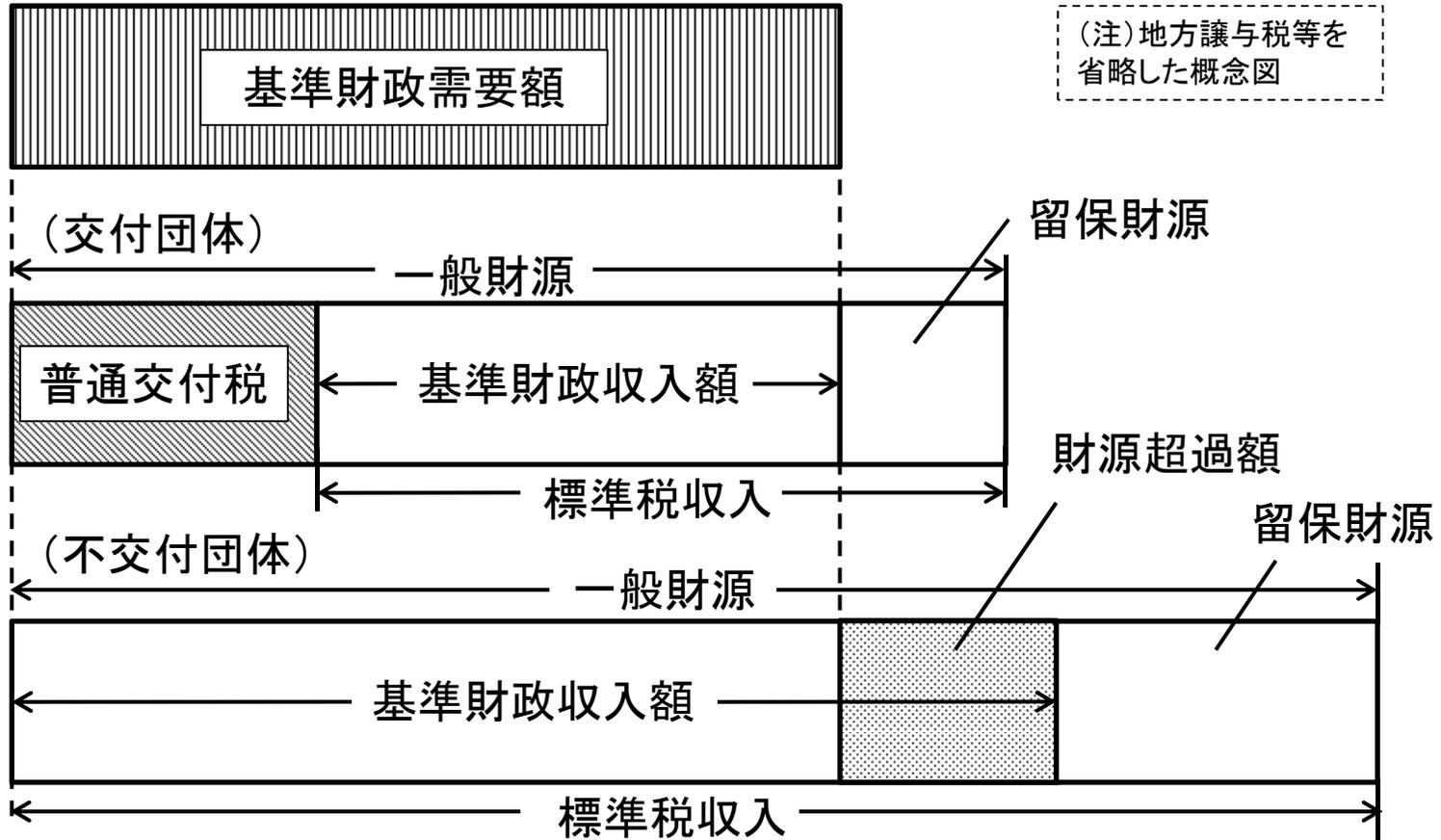
※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である

(説明)

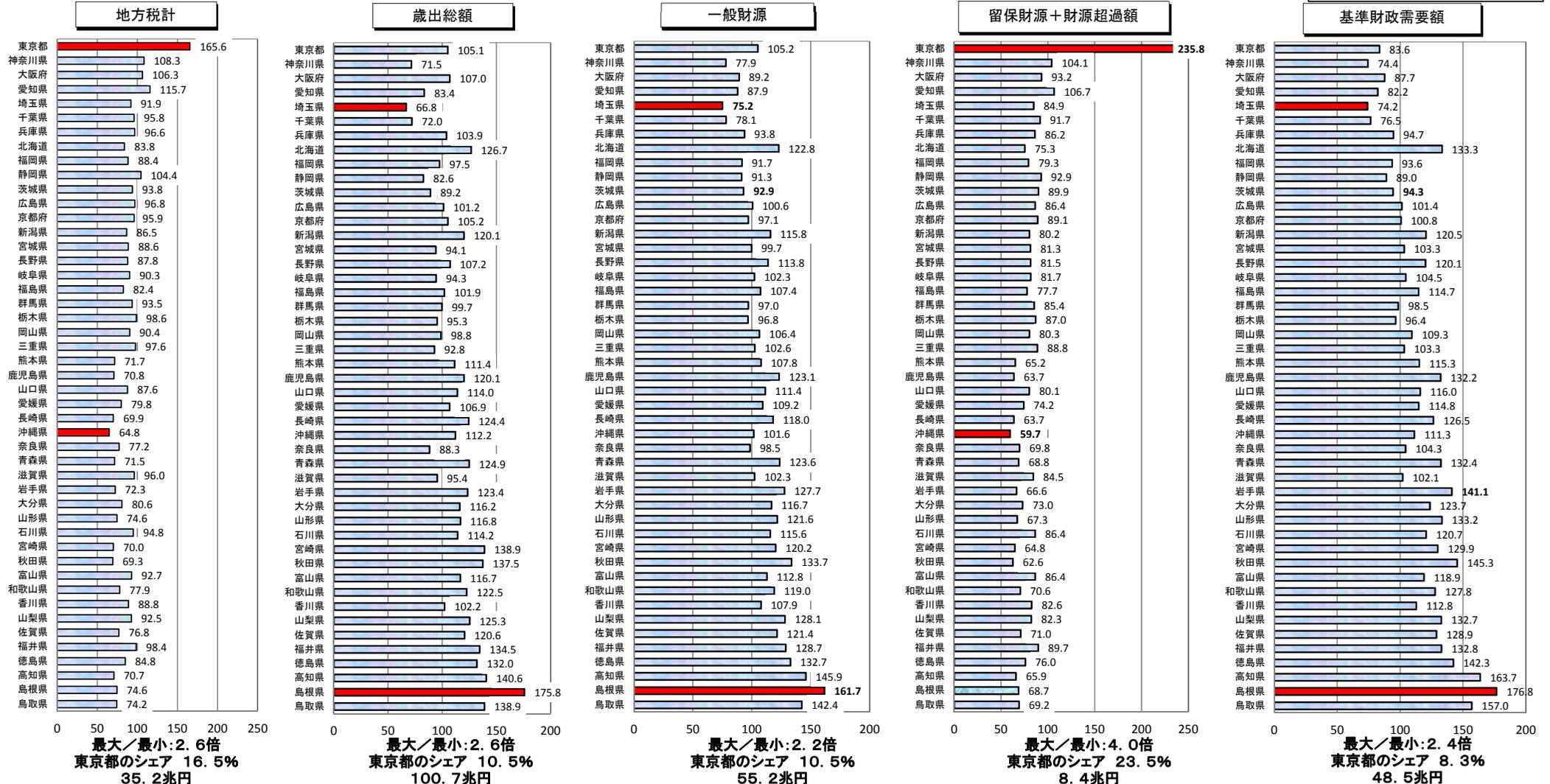
1 「一般財源」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」等について



- 2 「地方税計」には地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外税の額を除く
- 3 「歳出総額」は一般財源のほか国庫補助金、地方債等を財源とするものを含めた、地方団体が行政サービスの提供等に要したすべての経費（基準財政需要財政額より大きくなる）
- 4 「一般財源」は用途が特定されず、地方団体がどのような経費にも使用できる財源であり、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の総額
- 5 人口1人当たりの税収額の指数は、各都道府県の地方税収額（市町村分を含む。以下同じ）を人口で除して「各都道府県の人口1人当たりの税収額」を、全国計の地方税収額を全国の人口で除して「全国の人口1人当たりの税収額」を算出し、前者を後者で除して100倍したもの

# 人口一人当たりの税収等（県・市町村分合計）（平成22年度）

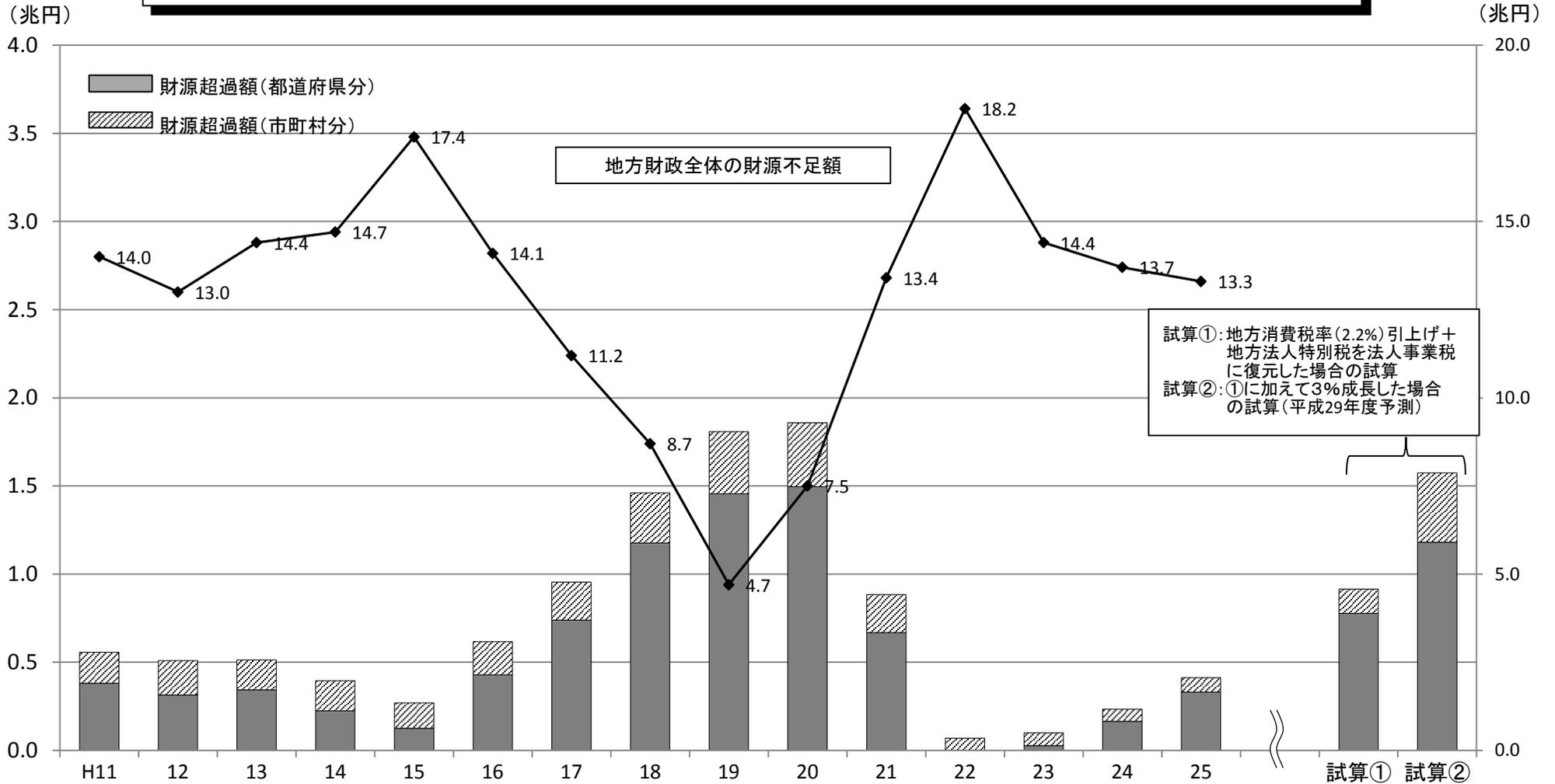
第2回検討会  
事務局提出資料 一部加工



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである  
 ※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である  
 ※「一般財源」は、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の合計額  
 ※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである  
 ※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である  
 ※人口は平成22年度末時点の住民基本台帳人口による



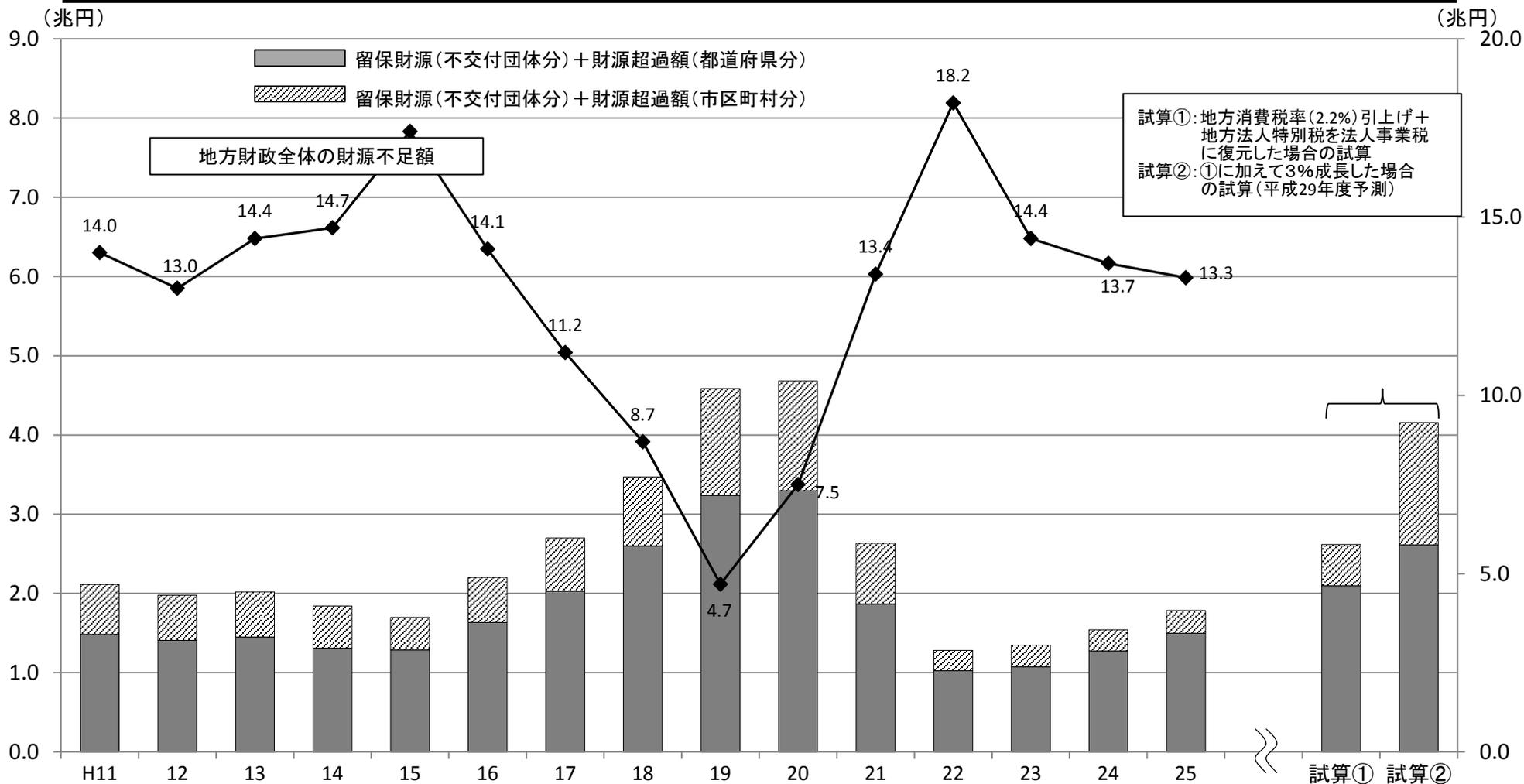
# 財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)及び財源不足額の推移



試算①: 地方消費税率(2.2%)引上げ+  
地方法人特別税を法人事業税  
に還元した場合の試算  
試算②: ①に加えて3%成長した場合  
の試算(平成29年度予測)

※1: 財源超過額及び財源不足額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、一本算定ベースである。  
 ※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。  
 ※3: 「試算①」は、  
 ○ 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における財源超過額を試算したものである。  
 ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費)の需要額で各団体に按分  
 ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)  
 ○ 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。  
 ※4: 特別区の留保財源及び財源超過額については、都区合算により、東京都分として計上している。

# 留保財源(不交付団体分) + 財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前) 及び財源不足額の推移



※1: 財源超過額及び財源不足額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、一本算定ベースである。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

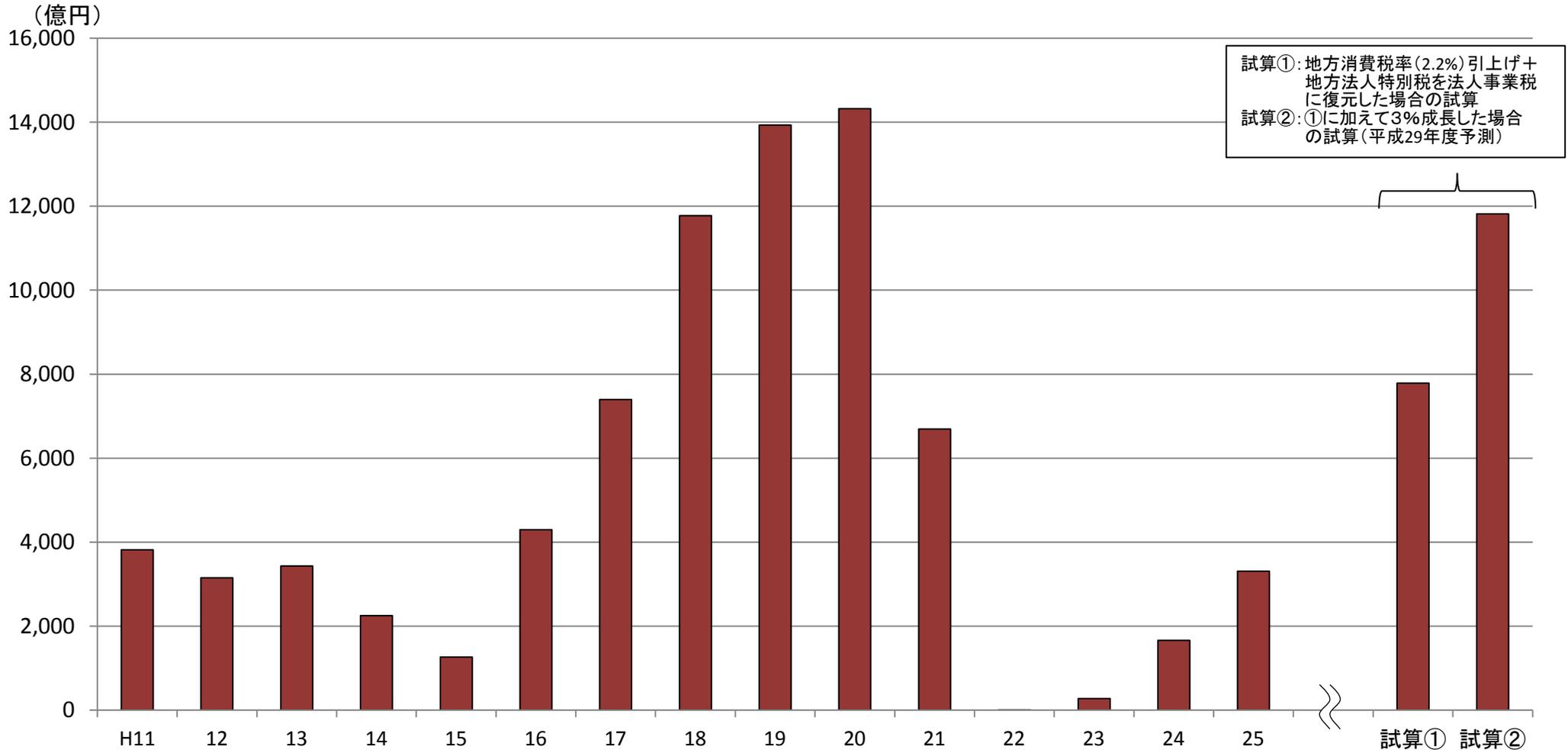
※3: 「試算①」は、

- 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における留保財源及び財源超過額を試算したものである。
  - ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
  - ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)

○ 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

※4: 特別区の留保財源及び財源超過額については、都区合算により、東京都分として計上している。

## 都区の財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)の推移



※1: 財源超過額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、都区合算により算出した数値である(都分が財源不足、特別区が財源超過の場合、両者を合算)。

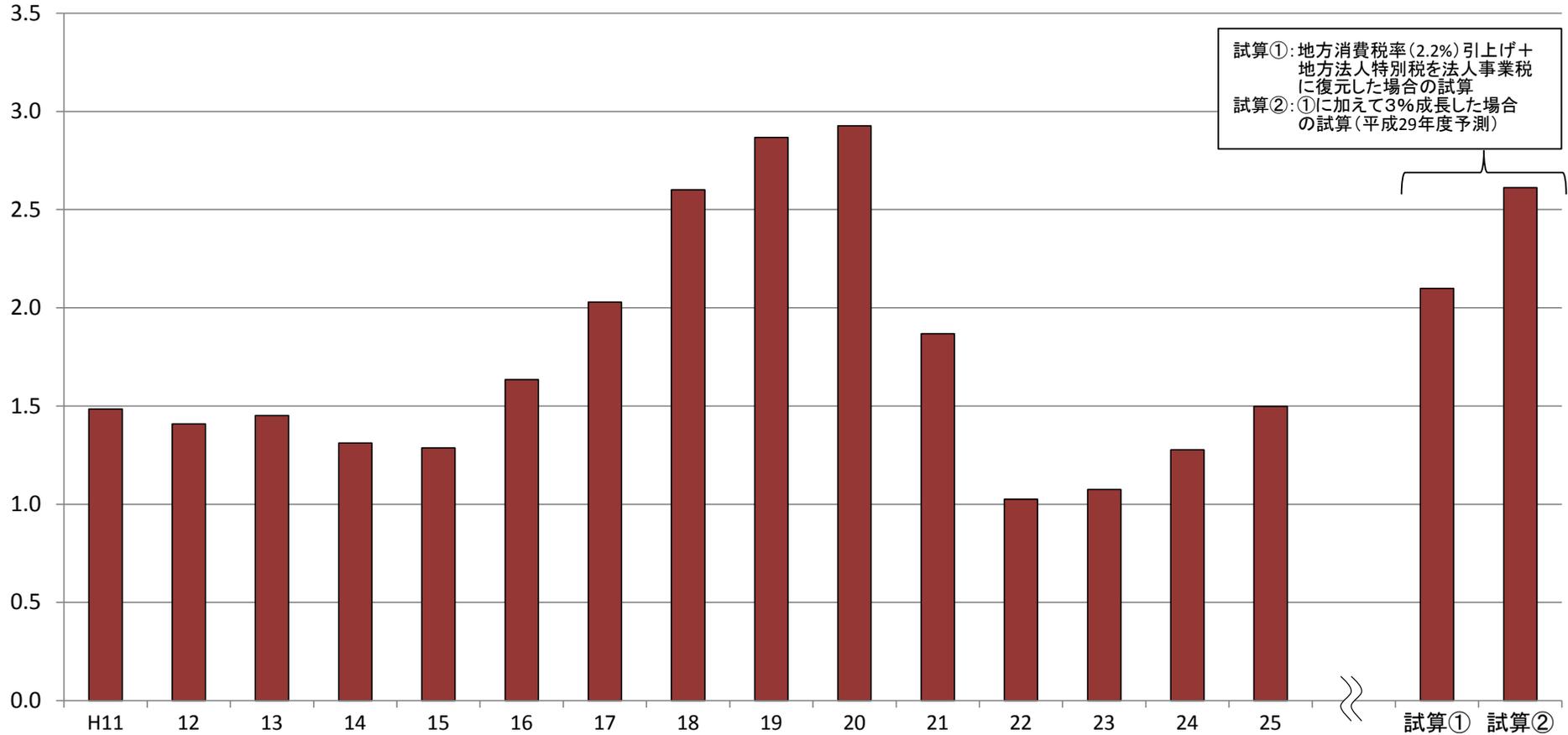
※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

- 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における財源超過額を試算したものである。
  - ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費)の需要額で各団体に按分
  - ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)
- 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

## 都区の留保財源＋財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)の推移

(兆円)



試算①: 地方消費税率(2.2%)引上げ＋  
地方法人特別税を法人事業税  
に復元した場合の試算  
試算②: ①に加えて3%成長した場合  
の試算(平成29年度予測)

※1: 財源超過額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、都区合算により算出した数値である(都分が財源不足、特別区が財源超過の場合、両者を合算)。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

○ 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における留保財源及び財源超過額を試算したものである。

・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税率引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費)の需要額で各団体に按分

・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)

○ 地方法人特別税を法人事業税に復元した場合の財源超過額を試算したもので、復元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

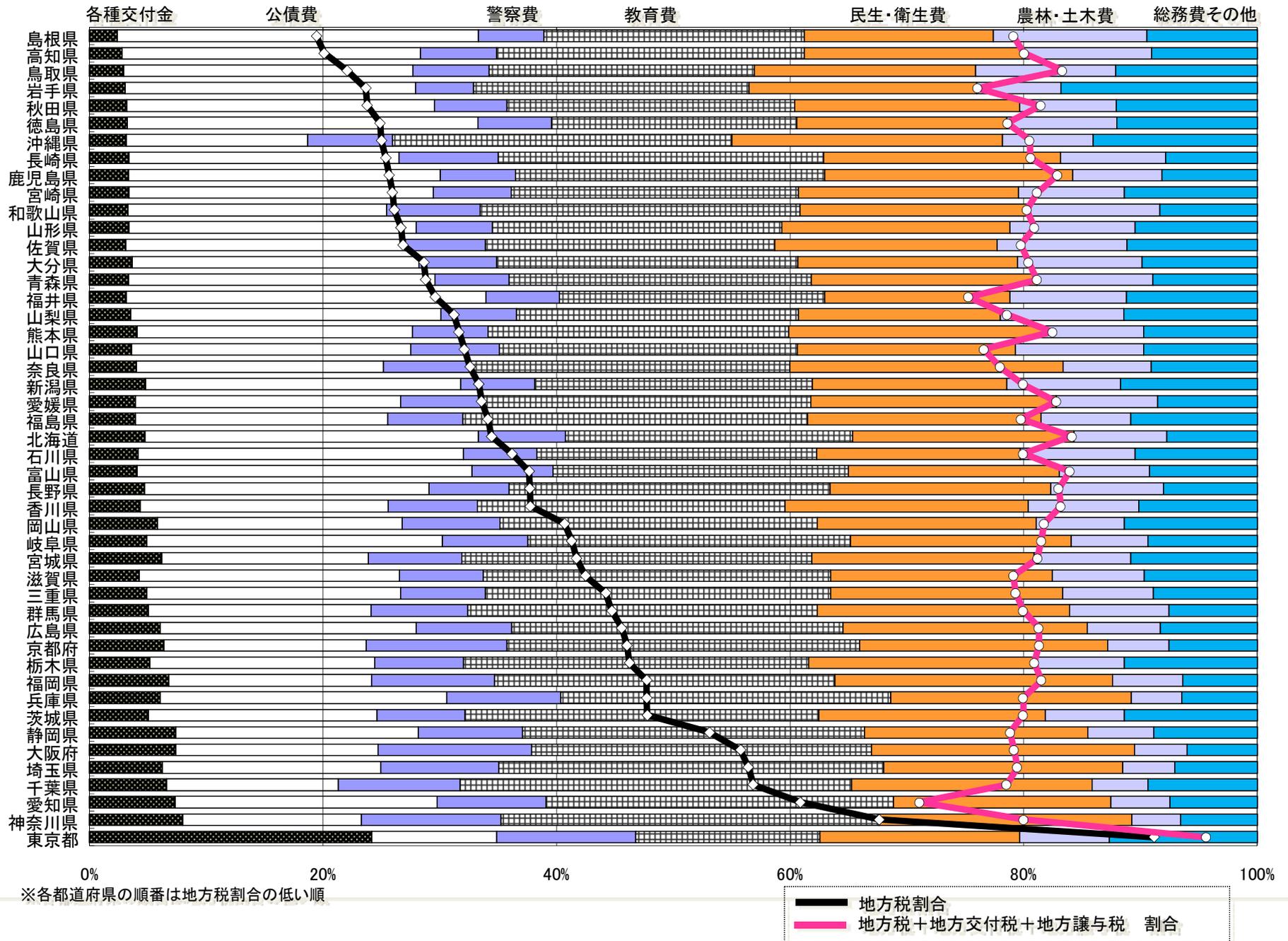
## 基準財政需要額における昼間流入人口について

- 普通交付税の基準財政需要額の算定においては、普通態容補正として、昼間流入人口等を用いて、都市需要の割増を行っている。

(例)

- ・ 地域振興費
  - ・ 消防費
  - ・ 清掃費
  - ・ 道路橋りょう費
  - ・ 保健衛生費
  - ・ その他の教育費
  - ・ 高齢者保健福祉費
  - ・ 商工行政費
  - ・ 公園費
  - ・ 都市計画費
- など

# 地方交付税による財源保障・財源調整の状況(平成23年度決算(復旧・復興、緊防除く))



## 都道府県税収の偏在度の変化

第2回検討会  
事務局提出資料  
一部加工

		最大/最小		東京都シェア		ジニ係数			
実績	平成17年度	3.10 倍		17.4%		0.105			
	平成19年度	3.20 倍		17.7%		0.113			
	平成23年度	税収に地方法人特別税・譲与税を含まない場合	2.46 倍		15.8%		0.082		
		税収に地方法人特別譲与税を加算した場合	2.32 倍		15.5%		0.075		
試算		5年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	5年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	5年 平均ベース	平成23年度 決算ベース		
	地方消費税率を2.2%に引き上げた場合	2.53 倍		2.23 倍		16.2%	15.2%	0.079	0.068
	さらに地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元した場合	2.89 倍		2.45 倍		17.3%	16.0%	0.094	0.079

※1:「ジニ係数」及び「最大/最小」は人口1人当たり税収額を基に算出し、また、「東京都シェア」は税収額を基に算出した。

※2:「実績」欄の数値は、各年度の決算値(法定外税、旧法による税及び超過課税分は含まない。以下同じ。)を基に算出した。

※3:「試算」欄の数値は、次の方法により試算した。

① 「平成23年度決算」欄の数値は、平成23年度の決算値を基に試算した。

② 「5年平均」欄の数値は、平成19～23年度の決算値の平均を基に試算した。その際、地方法人特別税・譲与税導入前及び平年度化前の平成19～21年度については、各年度の法人事業税収額(平成20、21年度においては地方法人特別税収額を加えたもの)を税率比により按分して地方法人特別税額を推計した上で、譲与基準(平成22年国勢調査人口及び平成21年経済センサス従業者数)により各都道府県に対する地方法人特別譲与税額を推計し、試算した。

※4:人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。なお、「試算」においては、平成23年度末の住民基本台帳人口を用いた。

## 都道府県税収の偏在度の変化

		最大/最小	東京都シェア	ジニ係数			
実績	平成17年度	3.10 倍	17.4%	0.105			
	平成19年度	3.20 倍	17.7%	0.113			
	平成23年度	税収に地方法人特別税・譲与税を含まない場合	2.46 倍	15.8%	0.082		
		税収に地方法人特別譲与税を加算した場合	2.32 倍	15.5%	0.075		
	7年平均 (平成15～21年度)	税収のみ	2.92 倍	17.0%	0.095		
税収に地方法人特別譲与税(推計)を加算した場合		2.42 倍	15.5%	0.076			
試算		7年平均ベース	平成23年度決算ベース	7年平均ベース	平成23年度決算ベース	7年平均ベース	平成23年度決算ベース
	地方消費税率を2.2%に引き上げた場合	2.31 倍	2.23 倍	15.2%	15.2%	0.068	0.068
	さらに地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元した場合	2.71 倍	2.45 倍	16.4%	16.0%	0.083	0.079

※1:「ジニ係数」及び「最大/最小」は人口1人当たり税収額を基に算出し、また、「東京都シェア」は税収額を基に算出した。

※2:「実績」欄の数値は、各年度の決算値(法定外税、旧法による税及び超過課税分は含まない。以下同じ。)を基に算出した。

なお、7年平均(平成15～21年度)については、内閣府公表の「景気基準日付」における直近の景気循環(第14循環:平成14年1月～平成21年3月の約7年間)を基に税収が1年ずれて反映されることを考慮し、平成15年度から21年度の税収額の平均値を基に算出(一部推計)した。(推計方法は※3に掲載)

※3:「試算」欄の数値は、次の方法により試算した。

① 「平成23年度決算」欄の数値は、平成23年度の決算値を基に試算した。

② 「7年平均」欄の数値は、平成15～21年度の決算値の平均を基に試算した。その際、次のような調整を行った。

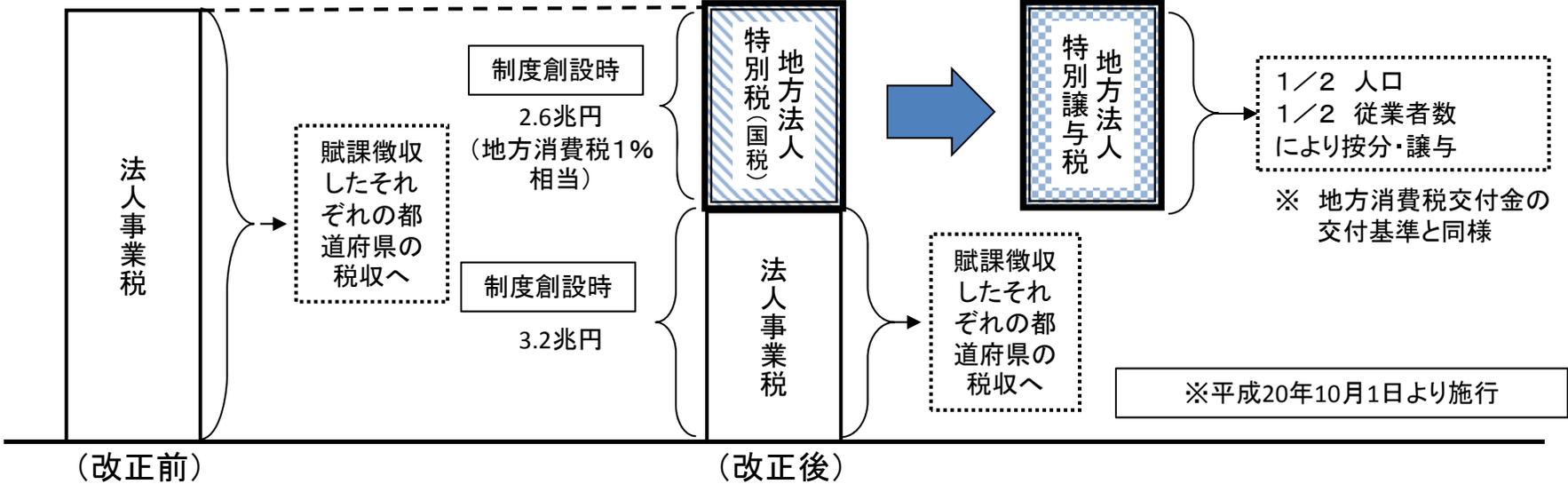
○ 外形標準課税導入前(平成15年度)及び平年度化前(平成16年度):資本金1億円超の普通法人の所得割額の1/4相当額を外形標準課税額とし、残った3/4相当額及び資本金1億円以下の普通法人等の所得割の合計額を税率比により按分して地方特別法人税額を推計。

○ 地方法人特別税・譲与税導入前(平成17年度～19年度)及び平年度化前(平成20～21年度):各年度の法人事業税収額(平成20、21年度においては地方法人特別税収額を加えたもの)を税率比により按分して地方法人特別税額を推計。

上記により算出した、各年度の地方法人特別税額の平均額から、譲与基準(平成22年国勢調査人口及び平成21年経済センサス従業者数)により各都道府県に対する地方法人特別譲与税額を推計し、試算した。

※4:人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。なお、「試算」においては、平成23年度末の住民基本台帳人口を用いた。

# 地方法人特別税・譲与税の制度創設時の偏在是正効果の推計

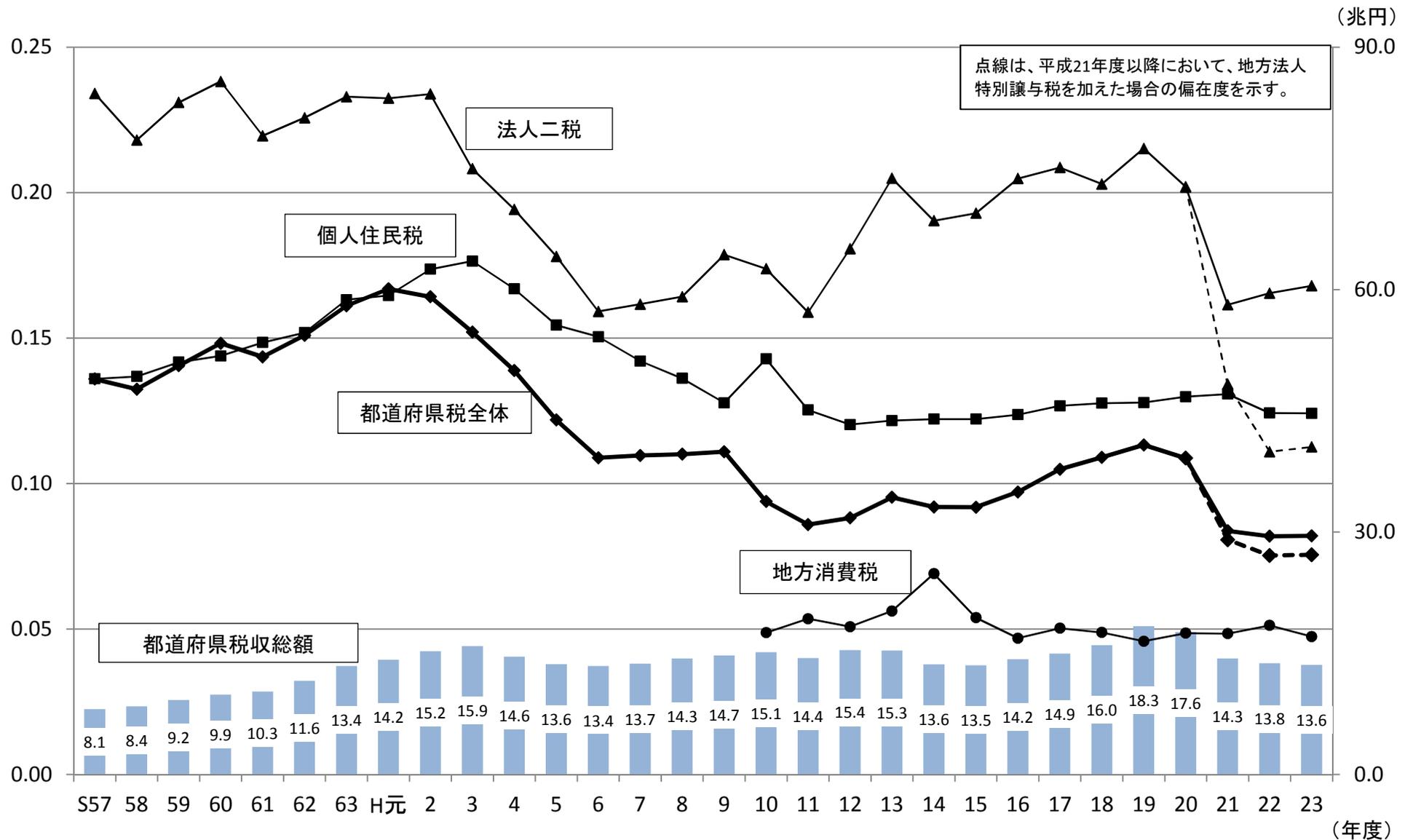


## 偏在是正効果の推計

	最大/最小	東京都シェア	ジニ係数
暫定措置なし	3.06倍	17.4%	0.100
↓			
暫定措置あり	2.43倍	15.5%	0.077

※1 平成20年度地方財政計画における都道府県税の税収総額を、平成17年度決算を用いて按分し推計。  
 ※2 地方法人特別税・譲与税の制度創設時の規模2.6兆円を、地方法人特別税にあつては、平成17年度決算により按分し、地方法人特別譲与税にあつては、譲与基準(H17年度国調人口及びH18年度事業所統計従業者数)により按分して推計

## 都道府県税の偏在度(ジニ係数)の推移



※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。  $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

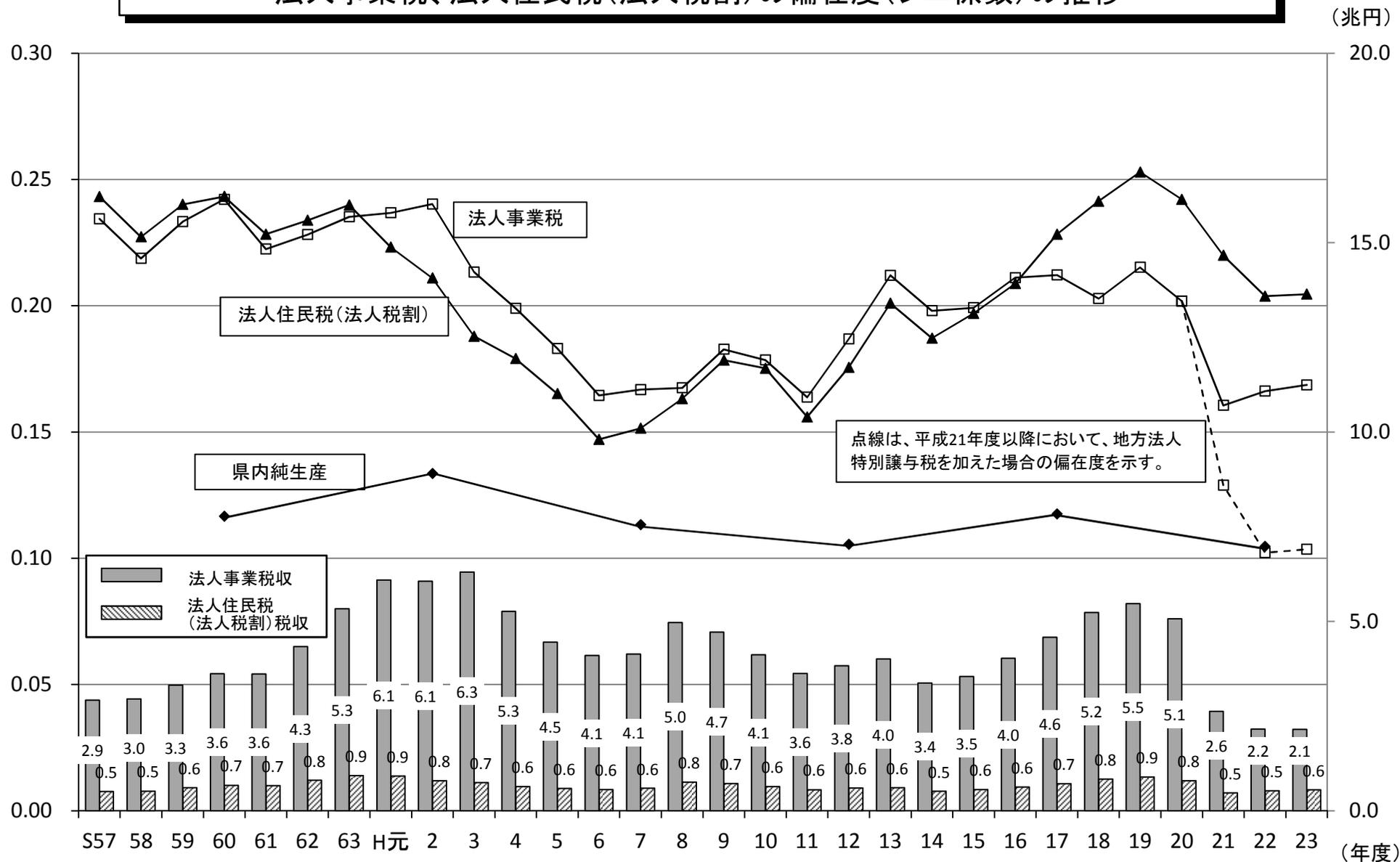
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

## 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(ジニ係数)の推移



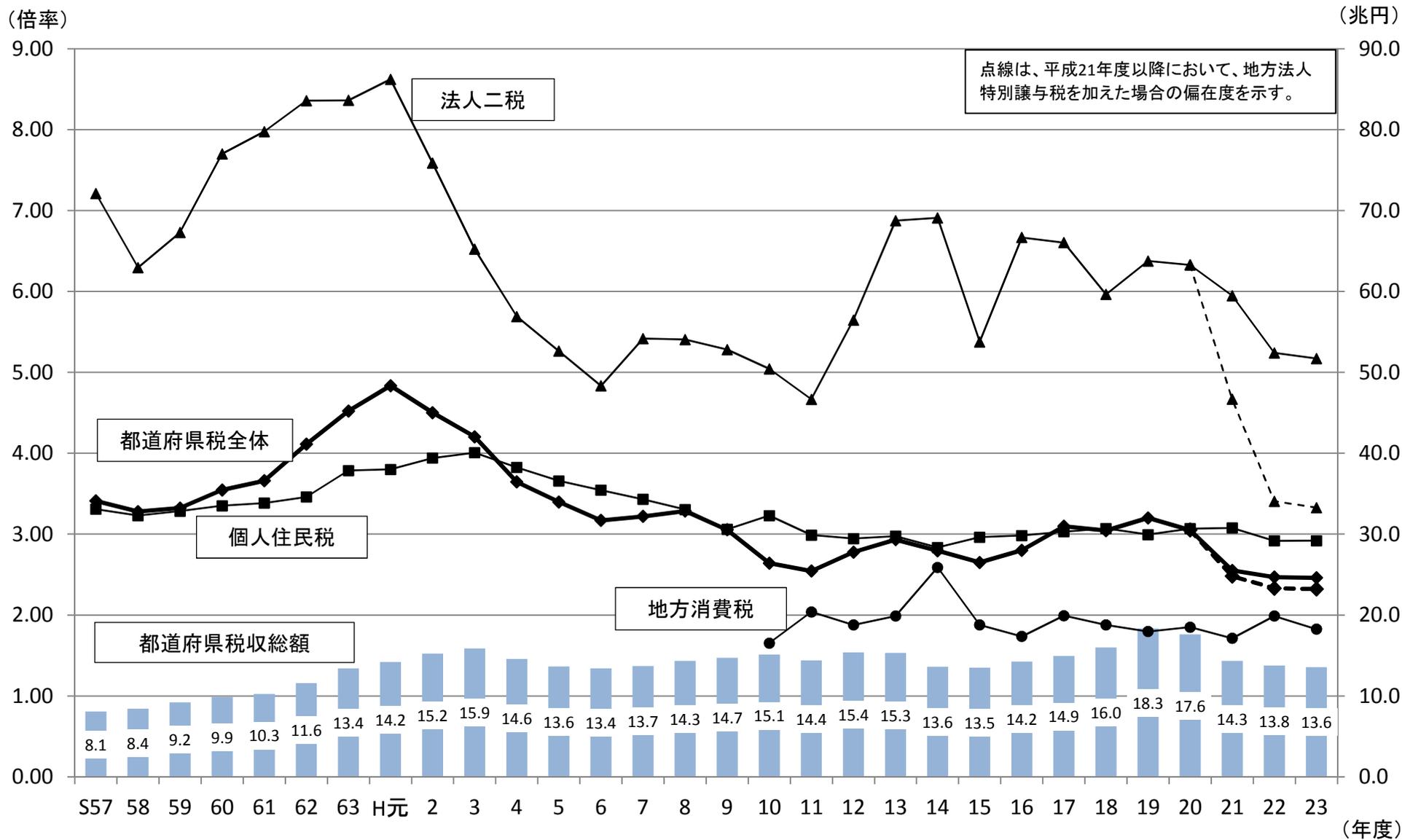
※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。  $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のものの県内要素所得を基に算出。

※4 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

## 都道府県税の偏在度(最大/最小)の推移



※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

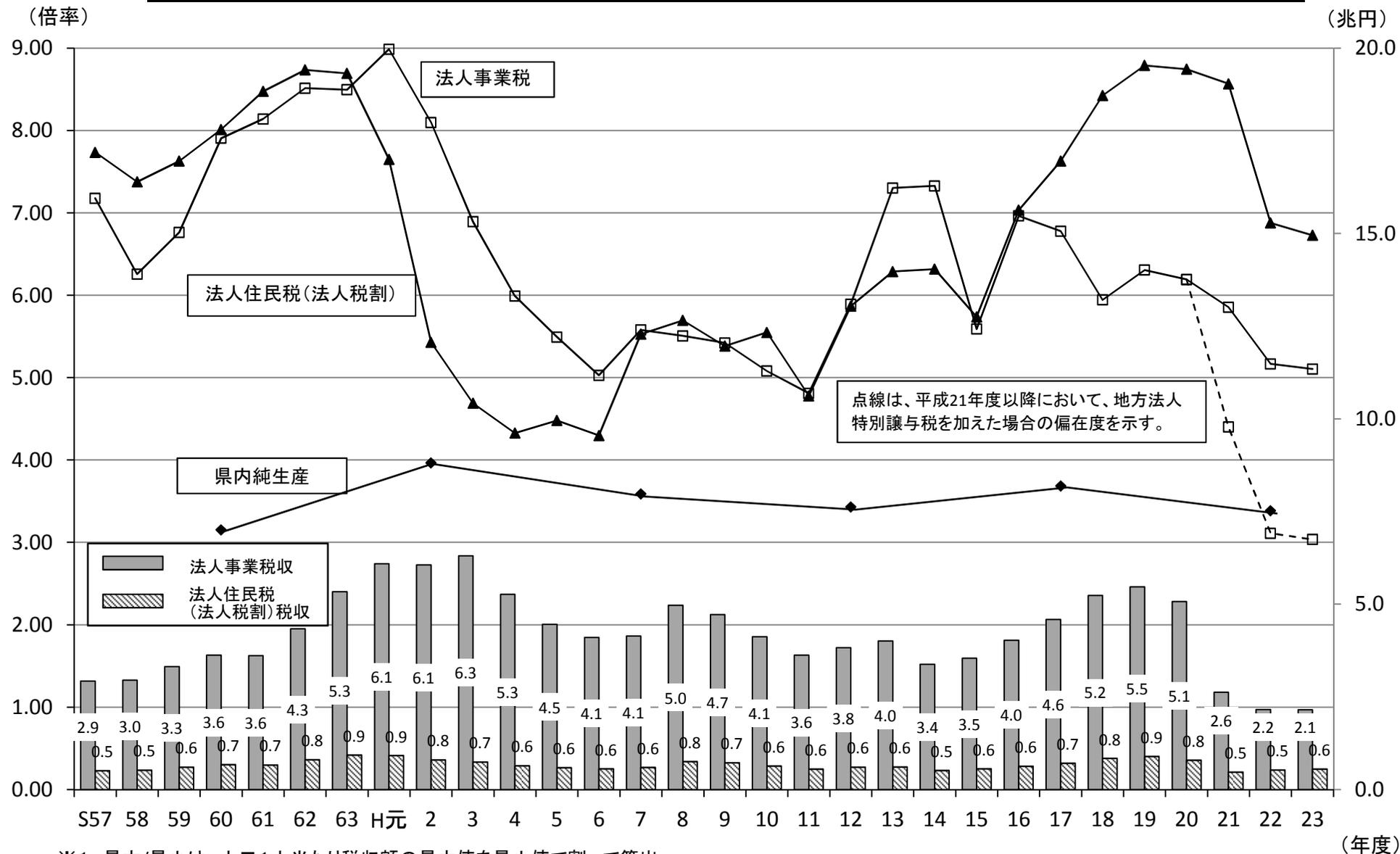
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

# 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(最大/最小)の推移



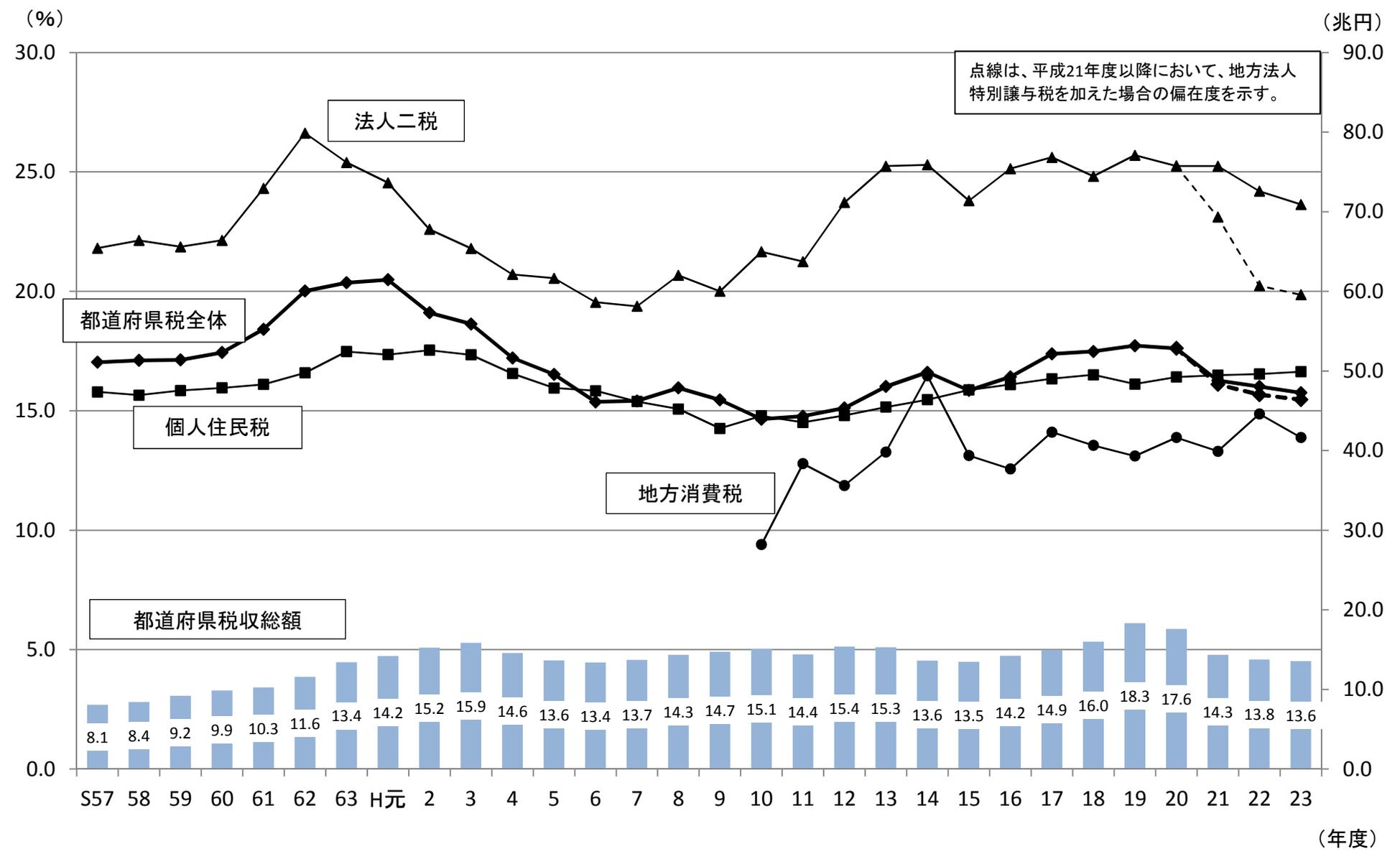
※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

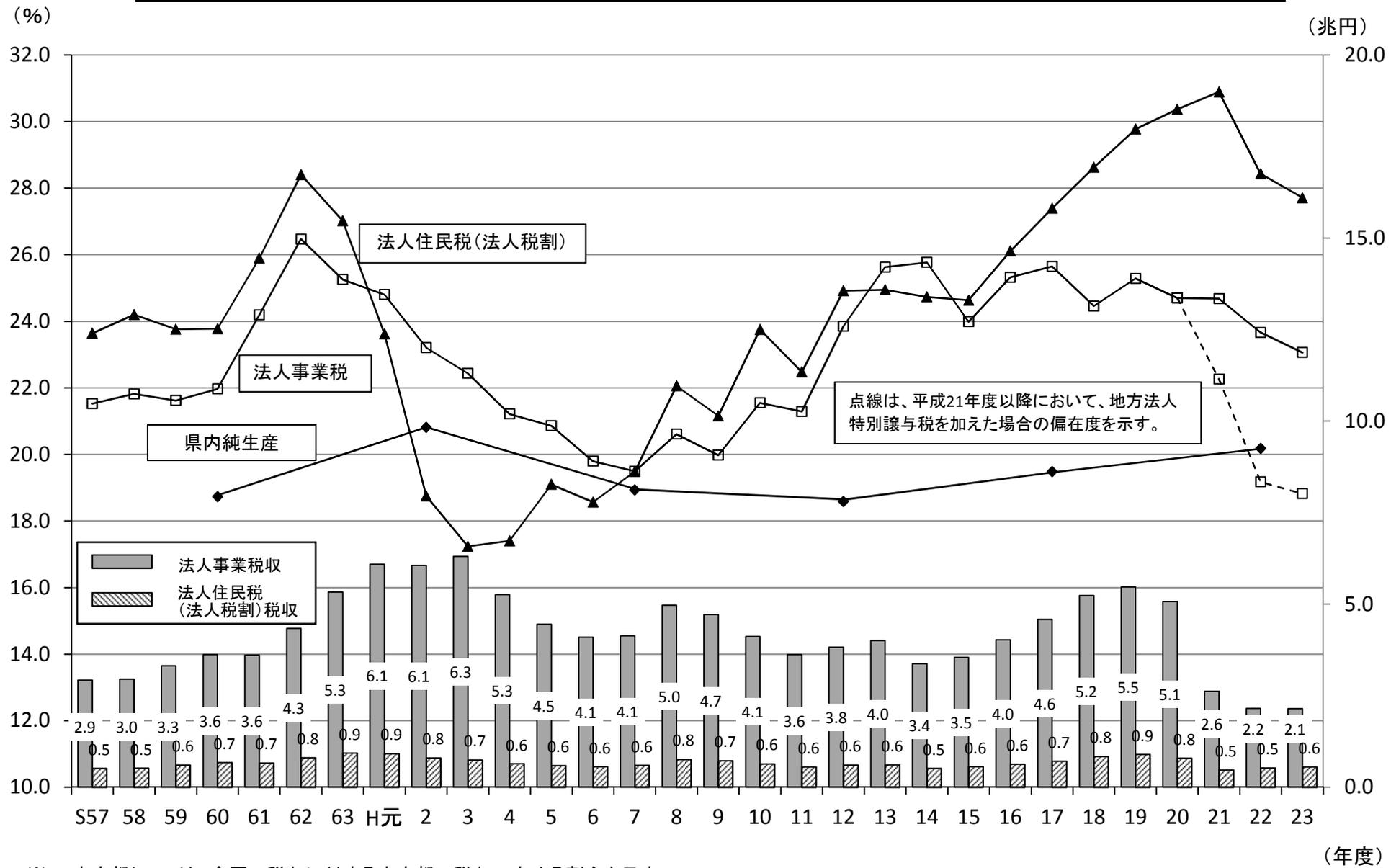
※4 人口は各年度末の住民基本台帳人口による。

### 都道府県税の偏在度(東京都シェア)の推移



※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。  
 ※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。  
 なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。  
 また、「地方消費税」は、平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

# 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(東京都シェア)の推移



※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。  
 ※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。  
 ※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。